

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電気通信番号政策委員会（第36回）

- 1 日時 令和6年6月27日（木）15時00分～15時58分
- 2 場所 Web会議
- 3 出席者
 - (1) 電気通信番号政策委員会構成員（敬称略）
相田 仁（主査）、河村 真紀子、猿渡 俊介、柴田 潤子、藤井 威生、森 亮二、矢入 郁子（以上7名）
 - (2) 総務省
木村 公彦（電気通信事業部長）、飯村 博之（事業政策課長）、五十嵐 大和（電気通信技術システム課長）
 - (3) 事務局
平松 寛代（番号企画室長）、中田 五月（番号企画室課長補佐）
- 4 議題
 - (1) 報告書（案）
 - (2) WG中間報告
 - (3) その他

【相田主査】 それでは、皆様、本日、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の第36回会合を開催いたします。

本日、三友委員と山下委員は御都合により御欠席と伺っております。

まず事務局から開催に当たっての御説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。まず、ウェブ会議による開催上の注意事項について御案内いたします。本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投映のみでの傍聴とさせていただきます。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただきますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

また、本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきます。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、音声もオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言を希望される際には、事前にチャット欄にして発言したい旨を全員宛てに書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て主査から発言者を指名させていただく方式で進めさせていただきます。発言する際には、マイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフに戻してください。

接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。

その他、チャット機能で随時全員宛てに連絡いただければ対応させていただきます。

注意事項は以上となります。

続いて、配付資料の確認となります。議事次第に記載されておりますとおり、資料36-1から資料36-3の計3点となっております。

事務局からは以上です。

【相田主査】 資料につきましてはよろしゅうございますでしょうか。

それでは、議事に入ります。本日の議題は、I P網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方のうち、検討課題1、事業者間における網間信号接続の在り方、及び検討課題2、固定電話番号における番号ポータビリティの在り方に関して報告書案を事務局で作成いただきました。

第35回の会合では検討課題1及び検討課題2について、これまで検討を行ってきた内容の論点整理を行い、報告書案に盛り込むべき考え方や方向性について整理いたしました。本日はこれまでの委員会における検討整理を踏まえて事務局において作成いただいた報告書案について議論させていただき、報告書案の取りまとめを行いたいと思います。

では、事務局から資料の説明をお願いいたします。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。それでは、資料36-1に基づきまして説明させていただきます。

資料ですけれども、「I P網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方 一次報告書(案)」とさせていただきます。

目次ですけれども、第1章「はじめに」となっておりまして、第2章で、今回検討課題1である「事業者間における網間信号接続の在り方」、また、第3章として、検討課題2である「固定電話番号における番号ポータビリティの在り方について」、記載させていただいております。

続きまして、1 ページ目、「はじめに」でございます。こちらですけれども、電気通信番号制度は、令和元年5月に施行された電気通信事業法の改正により見直され、総務大臣が電気通信番号の使用に関する条件等を定めた電気通信番号計画を作成することが法定されてございます。

この制度の見直しから約5年が経過し、公衆交換電話網のIP網への移行が令和7年1月に完了する見込みであることをはじめ、電気通信市場や社会環境には変化が生じており、この変化に伴う課題や電気通信番号のニーズ等に変化が生じているところでございます。

具体的には、事業者間の網間信号接続については、令和7年1月のIP網への移行完了見込みに伴いまして、従来の事業者間の接続方法に変化が生じる見込みであり、現行制度との整合について見直しの必要が出てきているところでございます。

また、IP網への移行後における固定電話番号の事業者間相互の番号ポータビリティについても、これまで例外の有無について全体的な検討がされておらず、現行制度の見直しの必要がないか確認する必要が生じているところでございます。

さらに、今回の報告書案では記載してはおりませんが、特殊詐欺等の犯罪に電気通信番号を悪用される例が後を絶たず、最近では電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者が特殊詐欺に関与し、逮捕・起訴、実刑判決に至った事例も増加しており、社会的な問題となっております。このような電気通信番号の犯罪利用については、抜本的な対策を検討する必要が生じているというところでございます。

本報告書におきましては、IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方のうち、公衆交換電話網のIP網への移行完了を見据えた電気通信番号の使用に関する条件として、事業者間における網間信号接続の在り方及び固定電話番号における番号ポータビリティの在り方について検討を行うものとさせていただきます。

続きまして、2 ページ目でございます。今回検討課題1つ目の事業者間における網間信号接続の在り方について記載させていただいております。

現行の番号制度上、電気通信番号計画において定められている電気通信番号の使用に関する条件ですけれども、番号制度上はこの条件に従って電気通信番号を使用されることが求められております。

当該条件におきましては、網間信号接続に関する規定もございまして、その中で固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号における網間信号接続の条件としては2つの事項が定められているところでございます。

他方、令和5年6月には、東京・大阪に設置されているNTT東西の通信設備が第一種指定電気通信設備に指定されたというような状況の変化が起こっておりまして、これらを踏まえて、現行制度の現行の条件の見直し、こちらのほうを検討する必要性が生じているというところがございます。

また、固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号以外の電気通信番号の網間信号接続の条件につきましては、IP網への移行を前提とした規定ではないというところが現在の条件でございまして、また、番号ポータビリティの実施に関する定めもないところがございます。

したがいまして、固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号以外の電気通信番号の網間信号接続の条件についても、IP網への移行を考慮した規定が必要であると同時に、IP網への移行によって技術的には可能となる番号ポータビリティの義務づけの必要性について検討を行う必要があるとさせていただいております。また、番号ポータビリティの義務づけが必要となった場合には、現在、その方式としてENUM方式しかないというところがございますので、その方式について義務づけることも必要となるというところを記載させていただいております。

続きまして、3ページ目ですけれども、1. 2として検討事項といたしまして、検討に当たっては、論点を以下の①、②に分けて整理してヒアリング等を行いました。

まず1つ目でございますけれども、固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号における網間信号接続の方法、論点2つ目としましては、付加的役務電話番号、無線呼出番号、特定IP電話番号、FMC電話番号及び特定接続電話番号における網間信号接続の方法（ENUM方式に限る必要性及び番号ポータビリティの必要性）という、この2つの論点到整理させていただきまして、ヒアリングのほう行いました。

続きまして、4ページ目でございます。まず、論点1つ目についてですがヒアリングを行った際の主な意見でございますが、事業者の皆様からは、網間信号接続の方法については、既存の（1）または（2）のいずれの方法に寄せた規定にしたとしても、ENUM方式に係る規定は残しつつ、電気通信番号計画全体の整合を踏まえた表現とすることが適切。IP網移行後の網間信号接続の方法については、現行の（2）の規定のとおり、全ての網間信号接続対象事業者と直接接続する方法が望ましい、という意見をいただいております。

また、構成員の皆様からは、規定ぶりとしては、全ての網間信号接続対象事業者とインターネットプロトコルを使用して直接接続する方法（ENUM方式に限る。）に統一することによいのではないか。第一種指定電気通信設備と接続することを明示する必要があるかは、

ユニバーサルサービス料との関係も考慮が必要ではないか、と御意見いただいております。

これらに基づきまして、2. 2に方向性についてまとめさせていただきます。

方向性でございますけれども、IP網移行後の網間信号接続の方法については、ENUM方式を前提とし、全ての網間信号接続対象事業者と直接接続する方法と定める見直しを行うことが適当である。網間信号接続対象事業者には、NTT東西が含まれることから、全ての網間信号接続対象事業者と接続する場合には第一種指定電気通信設備との接続が必ず入ってくる。

また、ユニバーサルサービス制度との関係も踏まえれば、第一種指定電気通信設備との接続については明示することが適当である。

これらを踏まえ、例えば、第一種指定電気通信設備及び全ての網間信号接続対象事業者と直接接続する方法が考えられるが、具体的な規定ぶりについては、総務省において検討していくことが適当であるとしてございます。

続きまして、論点2つ目でございます。こちらに関していただいた主な意見でございますけれども、事業者からは、0120/0800については、番号ポータビリティの必要性を感じている。一方で、0570や0990などの特別な用途に特化した番号については、現時点では必要性を感じていない。

0570も、将来的には番号ポータビリティの必要性があるのではないかと。

050については、現時点では、番号ポータビリティを要望する声はあまり聞き及ばない。

0120/0800は事業者間合意に基づき、既に番号ポータビリティが実施されている。新たに制度として規定する必要はないと考える。

0120/0800で番号ポータビリティを新たに規定することは、新規参入のハードルを上げることになるのではないかと。

050については、番号ポータビリティが行えることはよいことである。一方で、システム開発等の負担により利用者への負担増が考えられる。

番号ポータビリティが義務化されても、既に初期設備投資が終わっている事業者に発生するのは運用コストのみである。

無線呼出番号、FMC電話番号及び特定接続電話番号については、新たな指定の要望はないといった御意見いただいております。

また、構成員の皆様からは、番号ポータビリティを義務化した場合、そのための設備や仕

組みを用意する必要がある、コストがかかるのではないか。

完全新規の事業者にとっては、最小限のENUMデータベースを用意すれば事足りるため、初期投資は比較的容易ではないか。他方で、050のような運用中の番号については、ENUMデータベースへの移行に当たり、大きな追加投資が必要と御意見いただいております。

これらを踏まえまして、考え方のほうを3.2のほうに整理させていただいております。

まず、網間信号接続の方法でございますけれども、現行の条件におきましては、IP網への移行を必ずしも第一種指定電気通信設備を介して事業者と接続しないことから、固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号と同様の見直しを行うことが適当である。具体的には、接続対象事業者と直接接続する方法を前提としつつ、現行の定めにおいても第一種指定電気通信設備との接続を義務づけている点を鑑み、これを明示した形で規定することが適当である。

また、各電気通信番号における番号ポータビリティの必要性については、以下の内容とすることが適当であるとしておりまして、付加的役務電話番号に関しましては、そのうち着信課金番号に関しましては、番号ポータビリティのニーズも存在している状況でありまして、追加指定可能な余地が小さい状況にあることから、現在、事業者間合意の下で既に番号ポータビリティが行われております。さらに、IP網移行後はENUM方式とする予定で準備が進められている状況でございます。

このため、0120/0800については、番号ポータビリティの実施を義務づけたとしても事業者に新たに大きなコスト負担が発生する状況ではないことから、これを義務づけるとともに、網間信号接続の方法をENUM方式にかけることが適当であるとしております。

また、178行目でございますけれども、0570については、番号ポータビリティについて一定のニーズがあり、これを義務づけることが望ましい。また、義務づけられる方法が明確であれば、事業者にとって参入にかかるコストが検討しやすいというメリットがある。

他方で、0570に関しては、番号ポータビリティの要望はなく、IP網への移行完了を間近に控えた状況において、番号ポータビリティの実施の義務づけを行うことは、当該電気通信番号の指定を希望している事業者にとって、事業への参入障壁となるおそれがある。

このため、0570については、番号ポータビリティの義務づけは当面の間実施せず、状

況を注視することが適当であるとしております。

また、188行目からですけれども、特定者向けメッセージ蓄積・再生機能、大量呼受付機能に関しましては、指定を受ける事業者が1者以下であることから番号ポータビリティを義務づける必要性は低い。また、0990に関しても、当該番号は常時使用しておりますので、番号ポータビリティを義務づける必要がないとさせていただいてございまして、193行目でございますが、以上を踏まえまして、付加的役務電話番号については、原則として番号ポータビリティの実施を規定し、接続方法をENUM方式に限るとした上で、その対象を0120/0800とし、ほかの機能については対象とならないよう例外規定を設けることが適当であるとしております。

また、特定IP電話番号に関しましては、新規指定を意向する事業者が複数いるものの、番号の指定可能余地は大きい。また、令和4年度末における番号の使用数は1,000万番号未満であり、利用者が多いとは言えない。さらに、当該電気通信番号の指定を受けた事業者は20社と多く、番号ポータビリティを義務づけた場合には設備投資による負担が一定程度必要となり、結果、利用者にも負担が発生するおそれがある。

このため、特定IP電話番号については、当面の間、番号ポータビリティの義務づけを行わないことが適当であるとしております。

また、208行目以降ですけれども、無線呼出番号、FMC電話番号及び特定電話番号に関しましては、新規指定の意向がなく、必要性についての意見も得られなかったことから、これらの番号についてはポータビリティの義務づけは行わないことが適当であるとしております。

続きまして、検討課題2つ目の固定電話番号における番号ポータビリティの在り方でございます。固定電話番号における事業者間相互の番号ポータビリティについては、2011年の情報通信審議会におきまして、その実現が求められるということが整理されておきまして、事業者におきまして、その実現に向けて調整のほうが進められているところでございます。

また、電気通信番号計画における現状の条件におきましては、令和7年1月末日までに必要な措置を講じることが定められているところでございます。

他方で、当該条件におきましては、番号ポータビリティの実施に関する例外はございません。しかし、これまで例外の有無について全体的な検討がされておらず、例外の必要性について改めて確認する必要があるとしてございます。

続きまして、9 ページ目ですけれども、1. 2、検討事項として論点のほう記載させていただいております、固定電話番号における事業者間相互の番号ポータビリティの例外の有無について検討を行うため、ヒアリングのほうを実施いたしました。そこで得られました意見が246行目からに記載させていただいております。

まず、番号ポータビリティが技術的に行えないケースでございますけれども、こちらに関しましては、NTT東西さんのほうから、技術的に行うことができないケースについて意見のほうをいただいております。

また、ニーズがないケースに関しましては、10 ページ目でございますけれども、NTT東西が提供する公衆電話等においては必要性がないというところを報告いただいております。

その他、考慮しておくべき事項といたしまして、こちらに関しましては、卸元・卸先によらず全事業者が同じ仕様・時間で番号ポータビリティが実施できることを確保することが重要である。番号ポータビリティのスムーズな運用を通じて利用者利便を確保し、事業者間競争の阻害要因とならないようにすべく、ガイドライン等の整理が必要なのではないか。番号ポータビリティの例外が認められるのであれば、その内容を共有してほしいとの意見をいただいております。

これらを踏まえまして、2. 2のほうに考え方のほうを整理させていただいております、固定電話番号における事業者間相互の番号ポータビリティについては、技術的に行えないケース、実施する必要がないケースというところが確認できた。このため、このポータビリティについては実施の例外を認めることが適当である。なお、例外とするケースは様々存在することに鑑み、規定としては、例えば「特に総務大臣が認める場合を除く。」のように特定のケースに言及しないことが適当であるとしております。

他方で、番号ポータビリティが技術的に行えないケース等に関しましては、公正競争確保の観点から事業者にも共有されることが必要であることから、当該ケースについては総務省において公表することが適当であるとしております。

また、固定電話番号の事業者間相互の番号ポータビリティの実施に当たっては、例えば、番号ポータビリティの受付時間や手数料等を明らかにすることが望まれる。このため、事業者間相互の番号ポータビリティの実施に当たり、事業者が遵守すべき事項について、ガイドライン等により示すことが適当である。具体的な事項の検討については、総務省において、新規参入者も考慮に入れた事業者間の中立性や公平性が担保されるよう、関係事業者等と

連携の上進めていく必要があるとさせていただいております。

以降は資料といたしまして、今回の諮問書をつけさせていただいております。

また、事業政策部会の名簿、開催状況について示させていただいているところでございます。

また、資料36-2に関しましては、本件に係ります参考資料案というところで、電気通信番号制度の概要ですとか、これまで議論があった内容、網間信号接続の在り方等に関する資料をまとめさせていただいているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございます。それでは、ただいま事務局に説明いただいた一次報告書案の内容につきまして、御質問、御意見ございましたらお受けしたいと思います。先ほど事務局からありましたようにチャット欄で送信先を全員ということにして入力いただければ私のほうで順に指名させていただきますし、もしそれが何らかの理由で難しいようでしたら直接マイクをオンにしてお声がけいただいても結構でございます。

基本的には前回事務局にお示しいたきました方向性の案、それから前回委員の皆様からいただきました御意見も盛り込んだ内容になっているかなと思いますが、いかがでしょうか。

1か所、私、ミスプリを見つけてしまったのですが、28行目の真ん中辺り、「固定電話番号」とあるべきところが「固電話番号」となって、「定」の字が抜けているので、これは修正いただけますでしょうか。

【中田番号企画室課長補佐】 相田先生、御指摘ありがとうございます。大変失礼いたしました。修正をさせていただきます。

【相田主査】 よろしゅうございますでしょうか。

もしかすると丁寧に見るとほかにもミスプリの類いがあるかもしれませんが、それにつきましては、もう一度事務局にも目を通していただいて、エディトリアルな修正につきましては事務局と私に御一任いただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【相田主査】 それでは、本委員会の報告書案としては、ただいまのように、多少エディトリアルな修正が残っているかもしれませんが、本日事務局にお示しいただき、お取りまとめさせていただき、親会でございます電気通信事業部会に報告させていただきたいと思います。その後、パブコメにかけて、そのパブコメの内容を受けて、また、パブ

コメの内容によっては番号政策委員会で考え方について御確認いただくことになるかと思
います。

それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

では、続きまして、議題の(2)ワーキンググループの中間報告に移りたいと思います。
I P 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方のうち検討課題の3、電気通信番号
の犯罪利用への対策に関する検討につきましては、本委員会の下に電気通信番号の犯罪利
用対策に関するワーキンググループを開催し、鋭意検討いただいているところでございま
す。

本日はワーキンググループにおいてこれまでに検討いただいた内容について中間報告を
いただけるということでございますので、まず事務局から資料の説明をお願いしたいと思
います。よろしく申し上げます。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。それでは、資料36-3に基づきま
して説明のほうをさせていただきます。

資料ですけれども、「電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ 中間報
告」でございます。

まず1ページ目でございます。こちらに関しましては、情報通信審議会の電気通信番号政
策委員会おける検討事項でございます。この資料の位置づけは、諮問事項である、I P 網
への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方のうち、主な検討課題の3つ目、電気通信番
号の犯罪利用への対策に関する検討について、この資料のワーキンググループを開催させ
ていただいているところでございます。

このワーキンググループと、対策に係る背景についてでございます。今表示させていた
だいているグラフは、警察庁さんで発表されている特殊詐欺の認知状況について事務局にお
いてまとめさせていただいたものでございます。

こちらなんですけれども、特殊詐欺等に電気通信番号のほうを悪用した犯罪というもの、
こちらに関しては平成16年頃から認知されておまして、従来から存在しております。ま
た、見ていただければ分かるかなというところでございますけれども、令和5年におきまし
ても、その認知件数というところは大きく減っているというわけではございませんで、深刻
な状況が続いているというような状況でございます。

また、上のほうにいろいろと書かせていただいておりますけれども、特殊詐欺に悪用され
る電話サービス、こちらに関しましては、平成16年頃は匿名のプリペイド携帯によって詐

欺が行われていたところをごさいます、その後移り変わり、本人確認が不十分なレンタル携帯ですとか、固定電話番号を使用した電話転送サービスですとか、また、最近では契約者が不明な050IP電話と、そういったものが悪用されておりました。このように、何かしら対策を講じては新たな手段が登場して犯罪に悪用されるということが繰り返されているところをごさいます。

また、次のページをごさいますけれども、最近では、総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者が特殊詐欺に関与したというところで、詐欺幫助の罪で逮捕され、判決に至った例も存在するところをごさいます。

これらを踏まえまして、電気通信番号の犯罪利用に対する有効な対策について検討を行う必要があるというところで、今般ワーキンググループのほうを開催させていただきまして、検討していただいているところをごさいます。

3ページ目をごさいます。こちらは電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループに関しての内容となっております。

ワーキンググループの目的をごさいますけれども、特殊詐欺等の電気通信番号を利用した犯罪の最近の動向等を踏まえ、電気通信番号の犯罪利用対策に関し、専門的な観点から検討することを目的としており、検討項目としては、電気通信番号の犯罪利用の現状、電気通信番号の犯罪利用に対する有効な対策、その他必要と考えられる事項とさせていただきます。

また、構成員におきましては、相田主査をはじめまして、表示させていただいている皆様のほうで御検討いただいております。また、オブザーバーとして警察庁さんのほうにも参加していただいているところをごさいます。

以降は、ワーキンググループにおける議論をまとめさせていただいているところをごさいます。

まず、現行制度の確認をごさいます。構成員の皆様におきまして、制度の概要について確認のほうさせていただきました。その概要をごさいますけれども、電気通信番号を利用する電気通信役務の提供を行う全ての電気通信事業者は、総務大臣による電気通信番号使用計画の認定を受ける必要がございます。また、電気通信番号使用計画の認定の審査においては、欠格事由の該当性及び認定基準への適合性のほうを確認している。欠格事由については、次のとおり記載しているというところで、こちらのほう、電気通信事業法第五十条の三に記載されております4つの欠格事由について記載させていただいております。

また、認定基準ですけれども、こちらに関しましては、電気通信番号の使用の必要性、公平性、効率性の観点から規定しているというところを確認させていただきました。

また、その他事項といたしまして、認定事業者の中には、特殊詐欺に関与して逮捕・起訴され判決に至った事業者も存在しますが、この場合でも現行制度上は欠格事由に該当しないことから、認定の取消しを含め、電気通信事業法上の対応は行われてないということを確認させていただきました。

2つ目、関係者ヒアリングでございまして、こちらに関しましては、まず、電気通信番号を利用した犯罪の現状というところで警察庁さんのほうから御発表いただきました。

警察庁さんのほうから電気通信番号の犯罪利用の現状について説明を受けるとともに、対策についての検討の提案というところで意見がございました。

まず、意見1つ目でございますけれども、利用番号の停止は対症療法であり事業者だけの取組には限界があることから、制度上の対応が必要。認定取消しを含め、市場から排除できるような仕組みが望まれる。

また、他人の名義を使用するなどして、短命覚悟で悪意を持って参入してくる事業者に大量の番号が販売されないような仕組みについても望まれる。悪質事業者の参入抑止には、番号提供の際に、本人確認・当人確認を行う仕組み、あるいは、番号販売時における使用計画の認定を受けていることの確認をより厳格に行える仕組みを導入することが有効ではないか、と御意見いただいております。

また、電気通信事業者のほうから電気通信番号の犯罪利用対策について御発表をいただいております。

まず、一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会（JUSA）さんからの取組でございますけれども、JUSAさんにおきましては、総務省、警察庁、TCAと連携し、番号利用停止スキーム等を運用している。

また、電気通信番号を利用する不適正な事業者・サービスに関する申告窓口を設置。

最新の法令を周知して市場の健全化を目指すためにセミナーを複数開催。

さらに、総務省と連携の下、TCA、JAIPA等と連携して、事業者等による自主的な評価制度を構築中でありまして、この評価制度は優良な事業者を評価するもので、これによって適正な事業者同士の卸提供の実現と、利用者が契約先事業者を選定する際の指標として活用を期待しているというところを御発表いただいたところでございます。

また、一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）様からは、会員事業者さんにおいて、

番号停止等利用スキームを着実に実施していただいているという御発表をいただいたところでございます。

続きまして、事業者ヒアリングでございます。こちらに関しましては構成員限りとさせていただいているところでございますけれども、各事業者から、犯罪利用対策として実施している取組についてヒアリングを実施させていただきまして、事業者からの回答を踏まえた全体像について、今、ちょっと構成員限りですので資料では表示させていただいていないところでございますけれども、各事業者さんからの取組について、マル、サンカク、バーで表示させていただいているところでございます。

続きまして、構成員からのプレゼンテーションというところで、ワーキングの構成員である河村構成員から、消費者団体（主婦連合会）としての意見についてプレゼンテーションをいただいたところでございます。

その概要でございますけれども、電話サービスの詐欺利用に関しましては、これまで対策が行われてきたが、現状問題解決には至っていないことから、制度整備が必要である。

また、総務省におきまして電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者のリストを公開しているが、その中には特殊詐欺に関与した事業者が存在しているというところが問題である。

番号を悪用する認定事業者は、認定を迅速に取り消し、また再認定が容易に行われぬような制度を整備することが必要。番号の不適正利用のおそれが疑われる事業者については認定を行わないための仕組みが必要。事業者は、卸提供を含めて番号の提供を行う際には、番号が不適正に利用されないための対策を講ずるべきではないかといただいております。

これらを踏まえまして、ワーキンググループ構成員からの意見を次ページ以降に記載させていただきます。

まず、現行制度の課題に関する意見でございますが、番号使用計画の認定基準については犯罪利用に関するものが入っていない。犯罪利用に関わったことによる法律上の担保がないと感じる。逮捕・起訴され判決に至った認定事業者が現在も認定を受けているのは問題。現在の番号制度では、特殊詐欺などの犯罪に関与したことをもって認定の欠格事由とすることはできず、総務省が公開する認定事業者リストに引き続き掲載されていることは問題。現行の認定基準は、公平、効率的な電気通信番号の使用の観点からのみ規定されているが、この点を見直して、番号の不適正利用のおそれが疑われる事業者の認定を行わないための

制度上の仕組みが求められるのではないかと。

また、電気通信番号の見直しの方向性に関する意見でございますけれども、こちらは、複数の構成員から電気通信事業法の中で対策を講じることが必要ではないかといった御意見をいただいております。

その中で、他方で番号の使用状況報告を行っていない事業者の全てが悪質な事業者とは言えないことも考慮に入れる必要があるというところ。

また、番号制度の見直しを行った上で、J U S A が構築しようとしている事業者評価制度等と協力していくやり方もあるのではないかと御意見いただいております。

また、認定基準・欠格事由に関する御意見でございますが、犯罪利用に対する認定基準や欠格事由を設けるとするのが1つの方法として考えられるのではないかと御意見いただきました。

また、認定の取消しに関する御意見でございますけれども、特殊詐欺に関与した事業者が起訴され、判決が出るまでには相当な時間が必要となるため、不適正利用の防止の観点からどのような対策を講じることが有効か考える必要があるのではないかと。

番号の提供元事業者が番号の提供を行う際に対策を講じることが必要なのではないかと御意見もいただいております。

また、番号の提供を行うに際して事業者に求める対応でございますけれども、番号の犯罪利用対策について、卸先事業者の確認、提供数の制限、番号使用計画の確認ですとか、本人確認、二次卸の制限等が考えられるのではないかと。事業者及び卸元事業者に対し、提供した番号を犯罪に利用させたことの責任を負わせるということもあり得るのではないかと。番号が不適正に利用されないための対策等を講じさせるよう制度上の措置が必要ではないかと御意見いただいております。

他方で、この整備を行うに当たっては、事業者が対応可能で、一定の効果が上げられる制度とする必要があるといった御意見もいただいております。

また、ワーキンググループにおける事業者からの意見について表示させていただいております。

事業者からの意見でございますけれども、番号の卸契約時における提供相手の適正性判断に関してでございますけれども、こちらについては、提供先事業者が怪しいかどうかの判断をあらかじめすることは困難であるといった御意見いただいております。

また、犯罪利用対策の義務づけに関する御意見でございますけれども、こちらに関しては

具体的にどのような対策が義務づけられるかが明確でないと事業者としてはコメントできない。

過度なものとならないよう実行可能性の観点からも検討してほしいといった御意見をいただいているところでございます。

これらを踏まえまして、検討の方向性でございます。

まず、制度の見直しについてですけれども、電気通信番号は、有限希少な資源であると同時に、通話サービスだけではなく、SMS等の多様なサービスにも利用されている。これらのサービスは国民の社会経済活動を支える基盤となっており、電気通信番号は重要なインフラを構成するものであると言える。

国民が安心して電話サービスを利用することができなくなるおそれがあり、ひいては円滑な社会経済活動に支障を生じるおそれがある。また、犯罪に使用された電気通信番号は一定の期間使用されないケースも多く、電気通信番号の有限資源性、電気通信番号の適正な管理といった観点から問題である。

したがって、電気通信事業法の下にある電気通信番号制度の見直しを行うことによって、電気通信番号の特殊詐欺等への使用を排除する対策を講じていくことが適当ではないか。

また、制度上の措置だけではなく、例えばJ U S Aが中心となって構築を検討している評価制度など、事業者における自主的な取組と連携していくことも有効ではないかというふうに方向性をまとめさせていただいております。

続きまして、制度の見直しに関する検討の方向性でございますけれども、まず欠格事由に関しましては、現行制度におきましては、総務大臣の認定に係る主な欠格事由として3つ規定されているところでございますけれども、こちらの3つに関しましては、認定申請があった場合の要件であり、これらに該当する者は認定を受けることができないため、電気通信番号の特殊詐欺等の犯罪への使用を排除する観点からは、欠格事由の追加が考えられないか。この場合、どのようなケースを追加することが適当と考えるか。

また、認定基準に関しましては、現行の認定基準は、電気通信番号の使用の必要性、公平性、効率性の観点から規定されているものでございますが、こちらについて、電気通信番号の特殊詐欺等への犯罪への使用を排除する観点から、認定基準の見直しは考えられないか。この場合どのような基準の追加が考えられるかとしております。

また、認定の取消事由でございますけれども、現行の認定の取消事由に関しましては、1つ目、電気通信事業法に違反した場合で公共の利益を阻害すると認めるとき、2つ目、不正

の手段により認定を受けたとき、3つ目、欠格事由に該当するに至ったとき、4つ目、適合命令に違反したときが規定されてございます。

この認定の取消しにより特殊詐欺等の犯罪に関与した認定事業者から事後的に電気通信番号の使用を排除することが可能となるため、認定の取消事由の追加が考えられるか。しかし、認定の取消事由には欠格事由への該当性が含まれることから、欠格事由の見直しによる検討を行うことが合理的か。これによって、当初行われた認定の内容を担保することが可能となるとしております。

また、このような制度改正を行った場合ですけれども、事業者の遵守状況についてフォローする必要があるのではないかとしておりまして、この場合、例えば、年1回の電気通信番号の使用状況報告により確認することも考えられるが、現在求めている報告内容は十分か。十分ではない場合、どのような内容について報告を求めることが必要かとしておりまして。

次に、事業者における取組についてですが、電気通信番号の特殊詐欺への犯罪利用を排除するべく、電気通信番号を利用する事業者に対し、卸提供を含めた番号提供の際に措置を講じるように求めることが適当か。

仮に措置を義務づける場合には、番号の使用状況報告を行っていない事業者でも、その全てが番号を特殊詐欺等の犯罪に使用する事業者とは言えないことを十分考慮する必要があるか。

事業者に求める措置については、事業者の実行可能性を考慮して検討することが適当ではないか。

また、過度な規制とならないよう、電気通信番号の特殊詐欺等の犯罪への使用の排除という観点から効果があるかについても考慮すべきではないか。

事業者の取組状況については、ヒアリングを踏まえてさらに内容を精査した上で検討を進めることが適当ではないか。

J U S Aが中心となって構築している評価制度など、事業者における自主的な取組と連携していくことも有効なのではないか、としているところでございます。

以降は、参考資料としまして電気通信番号制度の概要等について示させていただいていくところでございます。

本資料の説明は以上となります。

【相田主査】 ありがとうございます。大変精力的に御検討いただいているようで、ありがとうございます。

私自身もメンバーなんですけど、ちょっと他の会合と重なってなかなか出席できないので、ワーキンググループの主査を務めていただいております森委員から何かコメントございますでしょうか。

【森専門委員】 御報告をいただきまして、ありがとうございました。

御報告いただいたとおりで、特に追加して申し上げるべきことはないんですけども、やはりこれまで電気通信番号の利用ということが、必要性、公平性、効率性という観点のみで行われていたことから広く犯罪利用されているというような状況になってしまっていたので、どんどん踏み込んだ対策を取らなければいけない段階に来ているだろうと思っております。

若干私の個人的な意見も付け加えて申し上げますと、電気通信番号ってやっぱり電気通信サービスの基本的な要素だと思いますし、それをどう使っていくかというのは、電気通信サービス全体の中で重要な位置づけ、重要なポジションにあると思っておりますし、さらに言うと、電気通信事業法における重要な要素でもあると思っておりますので、15ページの真ん中辺りに書いていただいているように、電気通信事業法における電気通信番号制度を見直すということになるのが適切なのではないかと私は思っています。

結局、これは電気通信番号の使い方が変わってきている。今回は悪いように使われてしまっているから何とかしなきゃいけないということですけども、それはやっぱり電気通信番号の在り方であるんですけども、同時に電気通信サービスとはどういうものか。現代において安全に便利に効率的に使われるような電気通信サービスというのはどういうものかということについて電気通信番号の面から光を当てる、そういう作業になっているんじゃないかと思っておりますので、電気通信事業法全体をどういうふうこれから考えていくのかということについて、この委員会みたいなハイレベルな委員会においても御覧いただくだけの意味のあるものではないかと思っております。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局及び森主査からの御説明を踏まえまして、御質問、御意見がございましたら構成員の方はまたチャットに記入いただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、まず猿渡先生、お願いいたします。

【猿渡専門委員】 大阪大学の猿渡です。どうも説明ありがとうございます。かなりいろいろ多角的な観点から議論されたということで、大変勉強になったので、そもそも論のどこ

ろ、既に散々議論されたところかもしれない、再度議論させてしまうところはちょっと恐縮なんです、2ページ目と3ページ目に関して質問させていただきたいんですが、これを見てみると、これだけでは、何が効いて、何か効かなかったのかというのはちょっと自分の中ではクリアにならないところがあって、本人確認が不十分なレンタル携帯電話番号というのは途中で止まっていて、これは本人確認をきちんとするようになったから大丈夫になったのかなと思ったら、恐らく偽名契約されたMVNO携帯電話が出てきて、そっちのほうが便利だから移行したのかなというふうに見えたり、固定電話番号を利用した電話転送サービスというのは、いまだに残っていたりして、これについてはどういう対策がされているのかなと。これが050IPの本人確認義務になるのかどうなのかというのはよく分かりませんでした。

その上でその次のページに行ったときに、番号供給の9容疑者逮捕というのがあって、これと前のページとの関係がちょっと結びつけることが僕の中ではできなくて、悪い人たちに電話番号を提供するような悪い事業者がいたということは、つまり、そこまでやらないと電話番号を悪い人たちに提供することができなくなったという前提があるんですかね。それを前のグラフの中で、ここでこういう仕組みがあって、こういう悪い事業者が出てこないと悪い人たちが電話番号ゲットできなくなったんだというのが、前のページのどこの仕組みによってそれが実現されたのかというのを知りたいのと、それがあから今回事業者の認定取消しを可能にすることが効果があると考えているんだという、その部分のロジックをもう一度説明していただけるとありがたいです。

【相田主査】 事務局、お答えいただけますでしょうか。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。御質問ありがとうございます。まず、こちら示させていただいているところでございますけれども、本人確認が不十分なレンタル携帯ですか、そういったところに関しましては、こちらの青の四角枠に対策として打ち出したものがございますけれども、例えば本人確認義務を作成するとか、事業者に課すとか、そういったところによって、例えば匿名のプリペイド携帯ですかね、携帯電話不正利用防止法を施行することによって少し減ってきました。

さらに本人確認義務を課すことによってがっくりと減ったんですけれども、ただ、別な不十分なレンタル携帯ですとか電話転送サービスのほうに移り変わってきているというところでございます。

どれが一番効いていて、よいかというところなんですけれども、また実際のところ、対策

を打っているところではあるんですけども、致命的に一旦は減るんです。対策をしたところに関しては減るんですけども、次の番号に移り変わっていく。例えば具体的には電話転送サービスに移り変わっていくというところでございまして、電話転送サービスについても、令和元年以降、各事業者さんのほうで、固定電話の利用停止等要請、そういったところがあるんですけども、この辺も効いているところがあって、最近では固定電話が結構がつつと減って、050に移り変わっている、そういったような状況でございます。

ただし、これもまた050IPの本人確認については、本年の4月に契約時の本人確認義務というのが出てきた関係があって、またこれがかくつつと減っていると。ただ、減っているんですけども、それに対応してかどうか分かりませんが、逆に固定電話を使用した先がちょっと若干微増で戻ってきている、そういうような状況でございます。

ですので、正直なところ、モグラたたきのような状況が続いているところでございますので、どれが致命的に効いて、どれが効かなかったかとか、そういったところについては、今後長期的に見ていく必要があるかなというところでございます。

それと、先ほど2ページ目に記載させていただきました番号の関係で、悪い事業者との関係でございますけれども、こちらに関しましては、番号の詐欺、詐欺幫助で逮捕された事業者というところから、またちょっと派生して、事業者のほうで、ほかの事業者のほうで犯罪利用しているというような状況がございます。

なので、こちらの大本の供給元というか、そういったところを認定から外すと、認定から外すというか、認定に対して対策を打つことによって一定の効果は得られるというところでございます。

ただ、悪い認定事業者をたたけば、認定を取り消すようなことをすれば全てが解決すると言われると、実際のところはそうではなくて、例えば警察庁さんの発表のほうでちょっとあったんですけども、最近では、投影しております四角1つ目の3ポツ目、他人の名義を使用するなどして、短命覚悟で悪意を持って参入してくる事業者というところも最近ではちょっと目立っているようなところでございまして、これらに関しましては、これまでの認定事業者、特定の認定事業者から番号を仕入れて詐欺を働くというのとまたちょっと、少し毛色が違うような、そういったような状況も発生しているところがございます。

ですので、当然これまでの先ほどの逮捕報道があったというような事業者のほうの認定を取り消すというような制度も、対応も必要ではあるんですけども、それだけではなくて、今後、電気通信番号の特殊詐欺への犯罪使用を排除するべく、各事業者さんにおいても、番

号が悪用されないようなためのある程度の何らかの措置、そういったものを講じていって、特定の事業者に限らずに、悪用されるような番号が増えていくというのを抑止するような効果が必要なのではないかというところを考えているところでございます。

また、事業者だけの、制度だけの取組ではやはりちょっとなかなか限界もあるところはあるかなというところございますので、最後のポツに書かせていただいておりますけれども、事業者団体さんのほうで自主的にやられています取組、事業者の評価制度、こういったものと総務省として連携していって、業界全体としてというような言い方が正しいかどうかは分かりませんが、そういったところとも全て連携しつつ、悪意を持った事業者、もしくは悪意を持った卸元事業者や、そうではなくて短命覚悟で事業進出してくるような事業者に対しても対策を打てるような、制度とか、仕組みを構築していくことが必要ではないかと考えております。

ちょっと長くなってしまいましたが、回答は以上となります。

【相田主査】 猿渡先生、よろしいでしょうか。

【猿渡専門委員】 若干ちょっと2ページ目と3ページ目の流れが分からなかったんですけど、ただ、短命事業者に対しても対策が必要という話が出てきていることから、やはり単純に悪い人が簡単に番号をゲットできる時代ではなくなってきていて、上の事業者のレイヤーでも、悪意のあることをやらないと、番号の入手が難しくなっているように、時代が進んでいるということは確かなのかなと思いますので、取りあえず納得しました。どうもありがとうございます。

【相田主査】 よろしゅうございますでしょうか。

ちゃんと免許証で本人確認をというのと、じゃあ、偽造免許証でそれをするか。でも、お金を払えば番号をくれる事業者、悪徳事業者がいるんだったらそっちのほうが楽かなというので、悪いことする人はいろんな手段をてんびんにかけてやっていくというので、片方を塞いだつもりでも反対側が残るという、いわゆるいたちごっこが繰り返されているんだと思いますけれども、やはり事業者が悪いことしているというのは、世の中から見ると認定という形で総務省がお墨つきを与えるかのように見えるというところで、やはりそこはきっちり防いでいきたいと思いました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

この件につきましては、引き続きワーキンググループのほうで検討いただくということ

でございますので、委員の皆様で追加の御質問や御意見等ございましたら事務局まで御連絡いただければ、その内容によって事務局あるいはワーキンググループのほうからお答えいただく、あるいはワーキンググループでの検討の参考とさせていただくということで扱わせていただければと思います。

どうもありがとうございました。

では、続きまして、議題3、その他ということですがけれども、今後の予定等について事務局から説明をお願いいたします。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。本日は御議論いただきまして大変ありがとうございます。

相田主査からお話ありましたとおり、本委員会の報告書案、こちらに関しましては、7月期の電気通信事業政策部会のほうに報告されまして、同部会において御議論いただく予定でございます。さらにその後に意見公募の実施のほうを予定しているところでございます。

今後の委員会の日程に関してですがけれども、こちらに関しましては、また別途御案内とさせていただきます。

事務局からは以上となります。

【相田主査】 以上で事務局に御用意いただいた議題は済みましたが、全体を通じまして御発言の御希望がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、本日の情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の第36回会合を閉会いたします。

本日は皆様、お忙しいところ、御出席、御協力いただきまして、ありがとうございました。